

決算審査特別委員会記録

<総括>

開催日時 平成29年10月17日(火) 13:03~15:54

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

中村 昭 委員長
川口 延良 副委員長
池田 慎久 委員
川田 裕 委員
井岡 正徳 委員
森山 賀文 委員
阪口 保 委員
中野 雅史 委員
奥山 博康 委員
和田 恵治 委員
山村 幸穂 委員

欠席委員 なし

出席理事者 荒井 知事
村井 副知事
一松 副知事
中澤 会計管理者(会計局長)
辻本 総務部長
中 危機管理監
村田 地域振興部長
山本 南部東部振興監
森田 観光局長
土井 健康福祉部長
福西 こども・女性局長
林 医療政策部長
榊田 くらし創造部長兼景観・環境局長

中川 産業・雇用振興部長
福谷 農林部長
山田 県土マネジメント部長
金剛 まちづくり推進局長
西川 水道局長
吉田 教育長
安田 警察本部長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議事 議第65号 平成28年度奈良県水道用水供給事業費特別会計剰余金の処分
及び決算の認定について

議第67号 平成28年度奈良県歳入歳出決算の認定について

報第29号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

<会議の経過>

○中村委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議において、写真・テレビ撮影による取材の申し入れがきています。

記者席以外の場所からの写真・テレビ撮影につきましては、事前に承認を得ることになっておりますので、皆様にお諮りします。

会議の審議に支障のないように行っていただくことで許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、写真・テレビ撮影による取材を許可することとします。

それでは、日程に従いまして、総括審査を行います。

なお、阪口委員から資料配付の申し出がありました。お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

各部局の審査で残された問題を中心に質疑等があれば、ご発言願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確、かつ簡潔な答弁をお願いします。

それでは、ご発言願います。

○阪口委員 私からは、県職員の超過勤務についての質問でございます。

今回、元県庁職員35歳の男性の自殺にかかわる質問等もございますので、質問に当た

りましては、遺族の了解もいただいでの質問でございます。

お手元に西田さんの2017年1月分の出勤簿を、皆様方にお渡ししております。その出勤簿に基づいて質問します。

1点目は、1月13日金曜日ですが、打刻時間が8時13分から23時41分、そこでの時間外勤務が4時間45分でございます。ところが、前日の12日の打刻時間8時14分から22時35分、このときも4時間45分でございます。13日のほうが長いわけでございますから、4時間45分はおかしいわけで、私の計算では、6時間43分になるかと。本来勤務時間を15分刻みでカウントしていくのはおかしいわけで、分でカウントすべきであると思います。まず過小計算をしていることについての質問でございます。

○荒井知事 打刻時間と実勤務時間との関係でございますが、阪口委員がおっしゃいましたように、打刻時間と実勤務時間の間に退庁準備などいろいろな作業があるということで、約15分ほどとっております。そのほかに、実は打刻時間は遅かったけれども、勤務ではなしに、自分の仕事といいますか、自分の用務を果たしておられることもあるわけでございます。阪口委員からこれまでも質問がありましたけれども、どこまでが自分の仕事、どこまでが命じられた仕事かということは、今までなかなかはっきりしなかったまま、申告に基づいていたというのが実情ではないかと思えます。今、お示しになりました打刻時間と実勤務時間との差はそのような要素が間に入っているものと推察できるわけでございます。今までの実勤務時間と自分のオフィスに残った用務との差がはっきりしなかったことは事実でございますが、今、退勤管理の中で、命じられた仕事でしか残ってはいけないということを徹底しようとしているわけでございます。過去のこのような事例が、阪口委員から指摘のありました時間差の原因を追及する中で、退勤管理の合理化を図っているところでございます。

○阪口委員 1月13日、23時41分と申しましたら、電車等がなくなる時間でもあるわけですが、好きで残っているとは考えられないと思えますが、次の質問ができませんので、この点について、また時間をかけてやります。2点目は、1月27日、打刻時間が7時45分から23時39分、このときの時間外勤務の手当がついていない。この27日にかかわらず、9日間ほど時間外勤務がついていない。これはサービス残業に当たるのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○荒井知事 残業は、上司から命じられてしていただくのが基本でございます。命じた残業については、残業手当を払うのが大原則でございます。退庁時間が遅くなって、残業手

当が払われていないではないかということに対して、それがサービス残業に当たるのか、自身の業務に当たるのかの区別がはっきりしなかったというのは、先ほど申し上げたとおりでございますが、原則は残業は命じられてやるものであります。命じられた残業については、手当をきちんと払うのが原則でございます。現場が徹底しなかったかもしれないという危惧があるわけでございますが、退庁管理の一環として、今、徹底するようになっているところでございます。この時間がサービス残業になるかどうかは過去のこと、サービス残業が、自発的に残業されたか、自分の仕事をされたか。この亡くなられた方は大変よく仕事をされて、残業された傾向がありますので、一概に言えないわけでございますが、残業手当の支給についての考え方は、申し上げましたとおりでございます。

○阪口委員 私がお聞きしている勤務状態では、特に忙しかったのは、県の教育委員会の教職員課、今回の砂防・災害対策課でございます。毎日毎日仕事に追われていたと。そして、例えば1月22日の休日も出勤しています。これは時間外勤務がついていますので、証明はされています。仕事に追われていた状況で、遅くまで残っていたと。ただ単に個人が残っていたという認識には立たないわけでございますが、再度その点についてお聞きします。

○荒井知事 この方が趣味で残っておられたと申しているわけではもちろんございません。この組織全体の忙しかった時期に、多くの方が全て同じように残業されたか、彼に集中していたのかどうかは管理の点からは大きな課題でございます。この方が残業を随分される方であったことは、同じ組織の中の比較で見ればよくわかるわけでございますが、その方が、命じられない残業はしないということは職員の全員に適用される。残業を命じられたときは、支給するように。その中で大変集中して、体を傷められたかもしれない時期があることは承知しておりますが、その組織の人全員が大変しんどい目に遭われたかという、必ずしもそうではなしに、その組織の大変仕事が多かった時期はあるわけでございます。彼に命じられた仕事が集中していると、大変過大でございますので、その点は勤務管理、仕事の分散という観点からは重要な事項だと思っております。この方のケースにおいて、そのような事項があったかどうか、勤務状況の調査をして、遺族に勤務時間の全てをお見せしたわけでございます。その中からこれからの教訓は酌み取っていくべきものだと思っております。

○阪口委員 この出勤簿では、時間外勤務は42時間15分でございます。私の計算では100時間ぐらいではないかと思いますが、堂々めぐりになりますので、少し観点を変え

て質問しますが、現在、過労死のラインは、発症前2カ月間ないし6カ月間にわたって1カ月当たりおおむね80時間を超える場合を過労死ラインと私は認識していますが、知事の過労死ラインの認識についてお聞きしたいと思います。

○荒井知事 余り働き過ぎると、いわゆる過労死になることは厳然たる事実でございます。過労死がどのように発生するのか、組織の中で働いていただいている以上、過労死にならないように管理することは大変な課題でございます。この方はお疲れになっていたことだと思いますが、それが自死に至る過程で、過労死がどういう原因で起こされたのかは、健康管理の問題になるわけでございます。健康管理は誰がするのかという、大変本質的な問題が阪口委員の質問の中で惹起されていると思います。過労死という言葉の意味はというと、過労死は自身が過労に向けて亡くなられたのか、組織が過労死を強要したのか、これが大きな問題でございます。間違っても、組織が過労死に至るような勤務の強要をしてはいけないのは何度も申し上げておりますように、勤務の大基本でございますので、それをこの際、退勤管理の中で守ろうとしているわけでございます。彼の場合にそのようなことがあったかどうかというのは、阪口委員が再三ご質問されるように、大きな論点であろうかと思えます。過去のことでわからないことも多いわけでございますが、この過去の事実を肉薄して、軽々に言葉で断定しないで、実態とその原因を把握して、次の勤務の改善につなげていくべきと心がけております。

○阪口委員 私も、現在この1月分だけではなくて、半年分について実態を調査している段階で、毎月超過勤務がどれだけあったかというのは、現在特定できないわけでございます。七、八割までしか調査できておりません。

次に、視点を変えまして、このサービス残業があったか、なかったかについても証明していくわけでございますが、本来、サービス残業があれば、労働基準法に抵触すると考えますが、その点の認識をお聞きしたいと思います。

○荒井知事 サービス残業の定義ということから、我々の議論をスタートしなければいけません。何度も繰り返しになって恐縮ですが、残業は命じられてからやっていただくことを徹底すべきと考えております。サービス残業は何かというのに、私の感じは2つ。命じられていないのに自発的に残業されることと、多少命じられたけれども時間外手当は払われない、経済的な意味のサービス残業があるかと思えます。命じた以上は報酬のないサービス残業にならないように、先ほど申し上げましたように、これは徹底しなければいけないと思えます。

自発的に残られた方の残業が、もしサービス残業と考えるとすれば、そういう強要をしていないにもかかわらず、残られた方をどのように扱うかと。所属長が「もう帰れ」と言って強制して帰らせるべきかというところまで話は進むと思います。現場の中で健康管理とは割に専門性が要りますので、任されているというわけにはいきませんが、顔色が悪いから、きょうは体調が悪いのではないか、帰ったほうが良いという勧告は、彼についてもされた経緯もあったようでございますけれども、いや、私は残業するといった、いろいろなやりとりが現場であることが多いわけでございます。そのときに、自発的に残られたという意味のサービス残業が健康を害することについて、どのように対処すべきかという論点が阪口委員の質問の中に入っていると思います。

だから、経済的なサービス残業はあってはならない。あとの自発的に残られたサービス残業をどのように健康管理で扱うのかは、多少残された課題があるように思いますが、健康管理を、自身、また、組織も十分していかなければいけないと思っているところでございます。

○阪口委員 以前、報道でございますが、宅配便大手ヤマト運輸で、未払い残業代約230億円を支払ったという報道もございました。このサービス残業がどうかにつきましては、西田さんの事案だけではないと思いますので、今後こちらにも調査をしていきたいと思えます。

次の質問に入りますが、産業医のことでお聞きします。お手元に個別相談票というものを置いておりますが、相談内容を見ますと、来所時、ふらふらしながら落ちつきなく歩いていると。面接時も疲労感が見られる。疲労が蓄積し、目が回ったこともあると。睡眠は4時間程度であると。

この個別相談票に基づいて産業医が面談をしたかと考えますが、その面接指導等結果報告書もございます。その産業医の報告書では、医療区分の欄、要医療1、医師による直接の医療を必要とするもの。意見としては、長時間の時間外労働が生じないように職場における対策と配慮が必要であると。

それを受けまして、事後措置実施報告書がございまして、この事後措置の内容は、毎日声をかけるとともに、できる限り早目の帰宅を呼びかけていると。風通しのよい職場環境づくりに努めると書いていますが、この産業医の意見とこの事後措置の内容は適切であったのかどうか。産業医と面談をして、それがどのように生かされているのかについてお聞きします。

○荒井知事 阪口委員が引用されました産業医の意見は、2文あります。2文目は職場に対する意見でございますが、多分1文目は、本人に対する意見ではないかと思えます。読み上げますと、長時間及び過重労働が継続し、今後も改善の見通しがなく、疲労が蓄積し、現在抑鬱で治療中であると。これは本人の病状に対する所見でございます。それに対して、阪口委員がおっしゃいましたように、これ以上長時間の時間外労働が生じないように、職場における対策と配慮が必要である。このことは現場も知っておりましたので、もう仕事をやめて帰れよと言ったわけでございます。この対策と配慮はそれだけなのかという質問であろうかと思えますけれども、誰が責任を持って本人の抑鬱状況を解放するのかというのが、この自死に至ったケースの大きな課題であろうかと思えます。

職場の対策と配慮は、長時間の時間外労働が生じないように、管理者が早く帰れよと促したわけでございますが、まだ長時間の時間外労働が続いたということは、どういうことなのか。先ほど少し申し上げましたように、とにかく強制的に帰さないといけないものかどうか。強制的に帰す権限などの管理の指針は現在ないわけでございますが、大きな課題でございます。病気になると、帰れと言っているわけで、さらに時間外勤務を強制することはないわけでございます。その上で、さらに勤務を続けられて自死まで至ったと、過労の延長でそのようなことに至ったとも見えるわけでございますが、阪口委員との議論で、誰の責任でこうなったのかということと、どうしてこうなったのかと、2つの大きなどうしてこうなったのかというのは、過労にさせない、命じていない残業をさせないという対策につながるものでございますので、それは大変重視しております。どうしてこうなったのかというのは、なかなか難しい点ではありますが、客観的に、今後に生かす観点からも判断すべき課題かと思うところでございます。

○阪口委員 この相談をしたのが、平成28年12月8日でございます。先ほど出勤簿で説明しましたのは、平成29年1月でございます。相談をしても、全然勤務状態は軽減されなかったということでございます。

この産業医の面談等が生かされていれば、この方の自殺等も防げたのではないかと。やはり県庁で勤めて、長期間の超過勤務、それはここにおられる県職員もそうだと思うのですが、超過勤務と産業医との面談が生かされなかったことに原因があるのではないかと考えていますが、わかる範囲で結構でございますので、お答えください。

○荒井知事 なかなか単純にいかない経緯があると、経緯を詳細に追う必要があるかと思えますが、今、阪口委員がおっしゃったように、12月8日に産業医に面談をされて、

意見が出ております。その後、職場での対策と配慮でございますが、12月22日という日付がありますが、管理者が早く帰るように、できる限り帰宅を呼びかけましたという報告を12月22日にしております。12月22日にしたということではなく、報告は12月22日に管理者から出されているという記録があるわけです。その後のことを思いますと、この呼びかけが、結果的にきかなかつたとも見えるわけでございますが、さて、誰の責任でこうなったのか、管理をどのように進めれば、こういうことが発生しなかったのかというシステムの話の、2つ前向きな話もあろうかと思っておりますので、この過去の事例を客観的にフォローして、判断をして、次の事例に生かしたいと思っております。事実は、12月8日の産業医の報告を受けて、その後、管理者が早い帰宅を呼びかけましたという報告は、上級の管理者に12月22日に出されているという事実は記録として残っています。

○阪口委員 遺族の自宅に8回か9回ほど訪問させていただきましたけれども、遺族の悲しみは言葉には言い尽くせない状況でございます。私自身も、県庁職員の複数の方から超過勤務について相談を受けていて、県議会でも質問しましたが、こういう結果になりました。自分自身、力のなさを反省しているところもでございます。知事だけを責めているわけでもないし、やはりこういうことがなくなっていけばと。

そこで、今後のことでございますが、県では残業しないようにという取り組みをされているとお聞きしていますが、一方、朝早く来いと、朝7時に来ていると。私が8月25日の朝7時に来て、写真や動画で撮影しました。そうしたら、朝7時に来て、コンビニのところから入っているわけです。ある課で聞き取り調査をしましたら、カードを通すなど。そうしますと、夜の電気は消えていくけれども、朝早く来て、早朝残業ということが生まれていると。こうなりますと、ますます県職員の勤務は隠蔽されていく感じがしますが、その点についてお聞きします。

○荒井知事 阪口委員の言葉を繰り返しますと、ある職場で朝早く来いと言ったと、カードを通すなどと言ったと、こうおっしゃいました。それが事実であれば、大変ゆゆしきことでございます。管理者として許されないことだと私は思います。ぜひ情報を共有して、職場でそういうことを命じられたことがあるということをごひ教えていただきたい。その事実を確認して、どうしてそういうことを言ったのか、我々の管理の姿勢とは反するわけでございますので、阪口委員がおっしゃったことが事実かどうかを我々としても確認したいと思っております。その上で、私の認識では、朝早く来いということはありません。朝の残業も残業としておりますので、朝の残業命令を出して、あしたの朝早く来て、庁議や委員会

の打ち合わせまでに資料を整理するようという早朝残業命令を発するべきで、そのように退庁管理をしていることになっております。また、その残業は、先ほどのサービス残業の一つの定義で、残業代が支払われない残業、そういうタイプのサービス残業はあってはならないことと繰り返し言うておりますので、カードを通すなということはまかりならないので、カードを通すように指導しています。その指導に反する事実があるということであれば、私どもも一緒に追及したいと思うところでございます。朝の残業もれっきとした残業であることは認識をしておりますので、その点は付言させていただきたいと思っております。

○阪口委員　そういう点につきましては、是正していただけるということでございますので、情報等ありましたら、人事課等に提供したいと思っております。

あと、早く来いという課の、課長か課長補佐かわかりませんが、業務量が多ければ、その日までに間に合わさないといけないという実態もあるかと思うのです。いろいろな方に聞き取りをしましたら、現在県職員の業務量が多いと。業務量との兼ね合いを考えていかないと、超過勤務の縮減はできないのではないかと考えますが、その点についてお聞きします。

○荒井知事　業務量がどのように分散されているのかは大きな課題であろうかと思っております。季節的な分散、曜日的な分散、朝、夕方の分散、あしたまでといった締め切りがあるときのせっぱ詰まった業務の発生と分析しなければいけません。阪口委員がおっしゃいました業務量が多い課というのは、今、地方の行政は、大変なニーズの変化と拡大にさらされておりますので、仕事をしないわけにいかない。仕事が押し寄せてくるのを何とか合理的にこなさないといけないのが実情でございます。我々の能力に比べて業務量が全体として多いのか、全体のことを言うのも大事でございますけれども、業務量が、時間的な能力のあるところに適切に分散されるようというのが管理の要諦であろうかと。これは阪口委員もおっしゃっていたように思いますけれども、それが、業務量が多いからと一概には言えない点は、今、申し上げたところでございます。適切な業務の配分というのは、より重要なことであろうかと思っております。

○阪口委員　12月の一般質問もでございますので、業務量につきましては、そのときに触れたいと。

時間等の関係もでございますので、質問は最後にします。調査報告書が出ました。お手元に1人の県職員のものをお置きさせていただいておりますが、申し上げたいのは、この調査結果報告書に、具体的な方向性や対策が出ていないわけでございます。遺族の要望に沿っ

て出されたわけですが、人事課が中心になってやっているということで、担当者だけでは荷が重いのではないかと。ただ呼んで職員に聞いて、それを遺族に渡されただけです。もう少し掘り下げた調査ができないのかと。例えば生徒等の自殺のときは、第三者委員会の設置等もしていますので、その辺についてお聞きしたいと思います。

○荒井知事 遺族の要望がありましたので、パワハラがあったかどうかを念入りに調査しました。亡くなられた職員がお勤めになった5年前までの同じ職場にいた59人の職員から、全員の聞き取り調査をしたものでございます。その際、関係職員からの聞き取りについては、正確な事実の把握や率直な意見聴取、自分が何か悪いこと、パワハラ的なことを言ったから隠しておこうということがないようにという観点から、誰が発言したか名前を公表しないことを前提に、聞き取り調査をしたものでございます。ある面、客観的な性格が出ている面があるかと思えます。その聞き取りの調査をありのままに伝えるために、聞き取った内容をそのまま記録として、調査報告として遺族の方に届けて、仏壇に供えさせていただいた次第でございます。

聞き取りの内容については、そのような調査ですので相当時間がかかりましたが、できる限りのことをしてくれました。これがどのような意味があるのか、総じての報告ではパワハラがあったという報告にはなっていないわけですが、本人の感じ方と職場での客観的なパワハラ的な言動、圧力はなかなか判断しがたい点はあるかと思えます。パワハラの有無や、どのようにそれを感じないように、職場に影響されないようにするかというのは、それ自体、大変な課題ですけれども、原則としてパワハラ、セクハラが職場に発現することは断じて許されないと考えております。このケースがそうであったかどうかについては、このような調査で、誰が客観的に判断をされるのか難しいですが、大切な調査の記録でございますので、今後生かされるときがあるかもしれないと思っております。パワハラの有無についての遺族の要望に沿う形で、このような調査をさせていただいたところでございます。

○阪口委員 最後でございます。きょうの質問は、遺族も、知事の答弁を聞かれています。今後、遺族が公務災害等の申請をされるのか、それは遺族の判断だと思います。県議会としては、県職員が働きやすいように、ここに職員の給与等に関する人事委員会の報告がございます。人事管理について、働きやすい職場をつくれということを提起されています。私たちも、知事も、人事委員会の勧告を尊重してやっていけば、いい職場ができるのではないかと考えております。以上でございます。

○山村委員 私からは、名勝奈良公園内の高畑地域での民間ホテルの誘致についてお伺いしたいと思います。

知事にお伺いします。県は、都市公園に編入をされまして、都市公園法による便益施設としてホテルの設置が可能であると述べられております。奈良公園室長にも確認しました。都市公園の中に利用者の便益のために設置する施設は認められており、その中にはホテルも入っていることは承知しておりますが、公園の目的そのものは、公共オープンスペースとして利用することから鑑みまして、この場合、高級なホテルがその利用を図っていくためにどうしても必要だとは考えられないと思っています。都市公園法のそもそもの目的からしても便益施設には当たらないと考えているのですけれども、その点について、知事の考えを確認したいと思います。

○荒井知事 例えば宿泊施設が必要ないというのは意見でございますので、これは主観的に意見が違うという点でございます。必要だと思っております。

その次に、古都保存法の中の便益施設に当たらないのではないかという点は、これは客観的に立証しなければいけません。便益施設に当たらない根拠を言っておられるのはよくわからないのですけれども、平城宮跡、奈良公園は史跡名勝ですので、文化庁長官の許可を得なければいけないことが古都保存法に書かれています。その中で、便益施設という条文がございまして、便益施設の中には宿泊施設が入ることが明記されております。古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、古都保存法でございますが、政令で定める基準に適さないものについては、許可はしてならないと書いています。その中で、都市公園法に規定する公園施設である建築物は対象に入る。ここにいう都市公園法の公園施設というのは便益施設で、政令で定めるものと書いています。都市公園法施行令第5条によりますと、この政令で定める便益施設は、売店、飲食店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設、このように宿泊施設が法上、体系的に整備されておりますので、入らないという認識は間違いであることをご指摘申し上げたいと思います。

○山村委員 古都保存法の中の、先ほど言われましたように、施設が認められるもののうちに、都市公園法による便益施設が認められると。それは私も承知しております。その中に含まれているものとして、トイレや売店、ホテルも入っていることも理解をしているつもりです。知事がおっしゃっていることが、そういう法の体系からいって間違っていると思っているということについて、その書いてある法について、そのことは全然違うことを言っておられるとは思っておりません。

しかし、私が理解をしておりますのは、私の理解が悪いのかもしれませんが、都市公園は、そもそも運用指針でも述べられているように、公共、オープンスペースとして機能を有していると。その中に何か物を建てる時には、そういう機能を生かすために、どうしてもそのホテルが必要だと。公園の利用増進のために必要なのかが考えられるべきではないかと述べられていることから見て、今の高畑地域の裁判所跡地に、多くの方々に訪れていただいて、その利用を促進することを目的にする場合に、高級と言われている一部の人々が利用されるようなホテルをつくられる必要があるのか疑義があるという思いです。これは法律の問題なので、例えば法的に裁判で解決しなくてはならないことになるのかもしれないのですけれども、一部の人々が利用するホテルを、あえてつくらなくてはならないとは解せないのではないかと考えているということです。知事の考えはわかりましたので、これ以上、ここでやりとりをしても全くそこは変わりませんので、その点は意見が違うということで申し述べておきたいと思います。

次に、近隣の住民が反対をされております。それは知事も承知のことだと思うのですが、反対をされている理由として述べておられますのは、これまで歴史的、文化的、自然的に重要な景観、環境、そういう地域の中で住んできて、日常的にその景観に親しんできた。そういうところに住まれた方、それだけでなく、先ほど言われました文化財保護法ですとか、古都保存法などの法令に基づく規制も守って、協力をして、みずからも環境を守って住まれてきた。だから、なおのこと、近隣の自然や景観を守ってほしいと願っておられると思います。もちろん高畑裁判所の跡地は手が入っておりませんから、大変荒れ果てている状況でもあって、樹木も茂っていると。そういうことは改善しなくてはならないので、その管理者としての県の責任を全うされることについて反対をしているわけではなく、なぜそこに新たなホテルの建設なのかに納得できないということを言われております。

知事は、反対は一部の方々に誤解に基づくものだと再三言われておりますけれども、近隣の住民の思いをしっかりと受けとめていただきたいと思っているのですが、その点はいかがでしょうか。

○荒井知事 近隣の皆様にもいろいろあります。今の山村委員の言葉を聞いていると、近隣の皆さんが全員反対のように聞こえるのですけれども、強要するわけではございませんが、多数か少数かわからない、一部の方の反対といつも言っていたくと大変ありがたいと思います。近隣の住民がとおっしゃると、全員反対しているように聞こえるけれども、

そうではないということはよく知っております。その一部の方の反対が合理性があるのかというのが、我々このような法を執行する立場の重要なことでございます。

今、奈良公園の中に自宅がある方でも、公園で許可すると、文化庁の許可が要るのです。塀を一つかえるにしても、文化庁の許可が要ると。記念物課がやっていますけれども、それを文化庁に持って行って、申請をして、かえていいですかと、自宅の方も全てされているわけで、ここも同じでございます。文化庁長官まで上がって、いろいろ反対されている一部の方がおられることも聞き及んでございますので、その内容もよく吟味をして、判断されたと。権限者は文化庁長官になります。その過程で電話もいただきました。これは許可すべきであるということをはかいただきました。権限者の意見は権威的に正しいということではなしに、いろいろなことをよく知っておられた上での判断のように伺いました。

それを住民の反対だとおっしゃるわけでございますけれども、あえて言いますけれども、一部の方だから無視するわけではもちろんございません。合理的かどうかの判断をどこかで下さなければいけない。自宅についての何か改修について、一部の住民が反対したら通らないかというところではなしに、文化庁に言って、そういう改修ならいいですと言われたら改修はできる仕組みになっているわけでございます。そのような手続を十分に、地元の整備検討委員会でも吟味をしていただいた上で、文化庁に届いたそのプロセスでございます。そのようなことを皆様にご覧いただきたいと、繰り返しになっておりますけれども、お互いに繰り返してございますので、お許しいただきたいと思っております。

○山村委員 一部の方の反対と知事は強調されておりますけれども、もちろん近隣の中で賛成と言われる方もいらっしゃるかもしれませんが、近隣の自治会の皆様は、反対をされている方が多くおられますことを申し上げておきたいと思っております。文化庁に申請をされて、許可を得たからいいのだと知事もおっしゃっています。もちろん近隣の住民も何か変更しようとするときは、文化庁に申請をされて、その結果でないといけないことは当然のことだと思っておりますし、そうされてきたと思っております。

しかし、県はこの庭園の価値を大変すぐれたものなので、それを復元していこうということをおっしゃいました。そのすぐれた価値を守っていくことと、ホテルをつくるということは全然違うことだと思っております。意味が違うと思うのですけれども、保存をしていく、あるいは価値を生かしていくということであれば、すぐれた景観をきちんと、作り出されたものを保存されていくという、これまでの方針に従って継承していくことが非常にあるべき姿ではないのかと思うのです。そこに見た目が変わったり、景観にはすごく配慮をさ

れていると聞いていますけれども、新たなものを建てるということになりましたら、そのゾーン全体の雰囲気を変えていくことになると思います。そういう意味で、今回のこのホテルを建てることについての近隣の皆さんの危惧があるのではないかと考えております。なぜ本当にホテルでないといけないのか、そこにホテルを建てるのかということについての理解がなかなかされていないのではないかと考えています。

次にお伺いしたいのは、近隣の住民から、計画について説明会も開かれましたが、知りたいと思っていることを説明してもらえていないと。県に対して、この間も質問状を出しましたけれども、回答がおくれますという返事があるだけで、具体的な回答をしていただけないということで、この間も相談がありました。既に県では、文化庁の許可だけではなく、奈良市でも古都保存法に係っての許可も得ておられます。

そこで、許可を得るに当たりましては、計画図面なども添付をして得ているにもかかわらず、隣に住む人々には、どういうものなのかという詳細なことについてお聞きしても、いまだ答えてもらっていない。住民からは、なぜかしらということで、非常に不信感を持たれたり、疑問を持たれています。反対、賛成にかかわらず、その疑問や不安については、やはりきちんとお答えされなくてはならないと思うのですけれども、こういう点についてはいかがでしょうか。

○荒井知事 繰り返しになりますが、意見が届いていないというのは、住民の一部の方です。繰り返しになりますが、一部の方は反対だから無視するというわけではございません。

山村委員のおっしゃった中で、ホテルが保存と両立しないのではないかと、マッチしないのではないかとおっしゃいました。今、文化財の保存について、中央で議論が行われております。公園という施設もそうですが、文化財の利活用を前提にした保存を図ろうと大きな転換を図られようとしております。文化財審議会の教育特別部会の委員に任命されたので、あしたそれに出席しますけれども、このケースの審議ではございませんが、文化財の保存と活用が分かれていたというのを、文化財の保存と活用、活用すると保存もできるというのが世界の潮流でございます。先ほどホテルと保存がマッチしないという意見でございましたが、そのような考え方はずっと古くからあったわけでございますけれども、今は利活用して保存を図ろうということに大転換されてきている、ユネスコ自体もそのような転換を図ってきているということを申し添えたいと思います。

そのときに保存の中で景観保存ということをおっしゃいました。景観が悪くなると、これは主観的な面もあると思いますが、隣のバスターミナルでもおっしゃいました

た。近鉄奈良駅の大屋根でもおっしゃいました。このパースを見ても、私は景観には自信があります。だから、ぜひ山村委員の党は、でき上がった後、おかしいのではないかと、前へ立ってデモでもしていただきたいと。そういうことを事前にはされるけれども、事後にはされない。見たときにこれはいいと、反対した人はどこかに行ってしまうというのが今までの常であり、後のフォローも、ぜひ政党としてしていただけたら、一貫した主張になろうかと思えます。景観については、大分自信がございます。

反対の方への説明につきましては、文化庁長官の許可があったから説明しないというわけではございません。説明をしておりますが、会場の様子も聞いておりますけれども、とにかく何を言っても反対だと聞いております。しかし、それについて説明はしているようでございます。民主主義的な、一部の方の反対の同意が前提ということは何も進みませんので、それはおかしいのではないかと思います。きちんとした、透明性を持った審議を進められて、権限のある人が責任を持って、訴訟が起こった場合でも、私はそのように決めたとことを受けていただく法的な主体が、今は文化庁長官でございます。そのような方の判断が出たので、その判断をもとに説明をするという態度をとっておりますので、隠してきたことは何もございません。

○山村委員 知事の回答ですけれども、県に対する質問状という形で、近隣の方が、すごく真つ当なことを聞かれていると思うのです。8月に出されたにもかかわらず、今、10月になりましても、その回答はまだできないという状況でした。そういうことの積み重ねが、やはり近隣の住民の理解をなかなか得られない原因にもなっているのではないかと思います。やはりそういうところは改めていただきたいと思っております。

景観に自信があるということで、図面を見せていただきまして、今出ているものについて、確かに景観に配慮されていることは理解します。知事は、登大路バスターミナルのことや大屋根のこともおっしゃいましたけれども、私たちとしても、建ったものについて、これを取り壊せという運動をするのかということもあろうかと思っています。もちろん必要であれば、当然デモをしてでも、取り壊すように運動したいと思います。今回のこの件につきましては、今後そういうことも検討していきたいと思えます。今の景観を将来にわたって凍結保存をしていこうと言っている、その場所にホテルをつくることについては、いろいろ説明をいただいても納得はできないと思っております。そのことは申し上げておきたいと思えます。

次に進みたいと思えます。吉城園地域では現存する施設などの利活用を図ることになっ

ております。その点で、どんな活用をされるにしても、前回もお聞きしましたが、知事公舎については、学術的な建物調査は実施されていない状態です。活用の前に、やはりきちんと調査をして、価値を明らかにすることが必要ではないかと思っております。知事は、大事な価値は守ると言われております。知事公舎も文化財の指定もされるのではないかと、いう建物でありますし、副知事公舎と知事公舎が同時に現存していることを見ても、全国でも珍しい例でもあり、そういうすぐれたものであるということをきちんと調べて、県民に明らかにしていただきたいと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○荒井知事 知事公舎の価値はどのように認識するかということから出発するべき議論だと思います。その価値を残すことは合意した上で、利活用することになっております。価値の大前提の一つは、外観の保存だと思います。あのような古いたたずまいの外観のたたずまいを維持することが一つの前提。もう一つは知事公舎につきましては、御認証の間は歴史的価値があろうかと。建物の美観やたたずまいとしては、大変小さな部屋でございますので、どこかの家にはあるかもしれませんが、ご認証された間という歴史的価値を保存するという、その2つが重要な保存の対象であろうかと思っております。

たたずまいの中で、山村委員がおっしゃいましたホテルになるとたたずまいが壊れるのかという、先ほどの議論の延長もあろうかと思っておりますが、ホテルだから壊れるわけではなく、民家の方が随分壊しているところもありますので、民家は保存の投資がなかなかできない、ホテルはたたずまいの投資は十分していただけるわけですので、その保存のたたずまいの維持への投資を前提にして、利活用をしていいことになっております。

そもそもホテルがどうもお嫌いなような感じはするのですが、そうではなく、利活用の対象として、便益施設である宿泊施設は許可をしていい対象に入っておりますのと、それは適法かどうかというのと、それが適切かどうかというのは議論のあるところでございますが、多少意見が分かれていることは従来から認識しております。繰り返しますが、適法、適切である許可であろうかと思っております。

○山村委員 私がお聞きしたかったのは、知事公舎の価値のことを言われましたが、そういう価値があると私も思っております。加えて、建物の学術的な調査を事前にやっていただきたいと思うが、どうかをお聞きしています。ホテルが嫌いだから、知事公舎の中をホテルにしたから、それが壊れてしまうということを行っているのではありません。

高畑地域の場合は、ホテルを新たに出現させるということで、建物がない今の景観のところにつくるということですから、それはそぐわないのではないかと申しましたけれども、

今現存している建物をどう活用していくのかということとはまた話が違うのではないかと
思っています。現存している建物をどのように使うにしても、それを使う以前の段階とし
て、価値のことを知事も重要だとおっしゃっているのですから、学術的な建物の調査を実
施していただきたいと思っているのですが、それはどうかと。

○荒井知事 吉城園については、ホテルをつくっても、高畑ほど心情的な反対はないと理
解をさせていただきました。ホテルそのものがお嫌いではないことを確認させていただきました。

その上で、知事公舎の学術的価値でございますが、私が住んでおりましたので、学術的
価値を見る目がなかったかもしれませんが、改修を実際にするときは一々の報告を受けて
進められますので、一挙にばさっと取り壊すわけではございません。先ほど申しました御
認証の間を残す、風情を残すことになれば、それぞれの建築物の学術的価値はすぐにびん
ときません。古い建物はたくさんありますので、どのような学術的価値が発見されるのか
わかりませんが、改修の際に、いろいろ慎重にやられるわけでございますので、学
術的価値があれば保存されることになろうかと思っております。

○山村委員 学術的価値がどうあるのかということを事前に明らかにしてほしいと私たち
は思っております。というのは、県にとっても大事なことではないかと思っているからで
す。やはり公園の価値全体を高めることがこの計画のそもそもの主張されている部分では
ないかと思っておりますので、専門家ではないからわかりませんが、建築様式であ
るとか、どういう形で作られてきたのかなど、調べていただいて、公表いただきたいと
思います。

ホテルが嫌いではないですし、活用する方法としてはホテルも一つの案だと思っております。
ただ、高級なホテルでいいのかということはもちろん思っています。そして、いずれの場
合でも、ホテルにするのか、宿泊施設にするのか、あるいはもっと別の形でのオープンス
ペースとしての利用を図るのか、いろいろな利用の方法があると思っております。私たち
も、今の部分を何も活用しないで眠らせておくことにはならないと思っております。何らか
の形で、みんながいいと思う方法で活用をされる方向は考えていくべきだと思ってお
ります。多くの方々に、さらに奈良公園のよさをわかってもらって、住んでおられる地元の皆
さんが誇りを持ったり、自分たちの暮らしを豊かに発展させていくためになるような活用
の仕方は保存と両立して進めていけると思っておりますので、そういう方向でやっていく
立場に立っていただきたいということを申し上げてきたつもりです。県は早くから計画を

立てて、いろいろな議論をしてきたとおっしゃっておりますけれども、広く県民に意見を聞いていただいたり、多くの研究者や学識経験者の意見を聞かれる場を持っていたりということにはなかったと認識しています。やはりこういう大がかりな、奈良の将来にもかかわる計画を進めていくときには、住民主体で進めていただきたいと願っております。最後、もう一回、学術的な調査はされるのか、されないのか、はっきりしなかったので、確認しておきたいと思います。

○荒井知事 よくわかりました。利活用については賛成だ、高級ホテルは利活用の種類としていかがと思うという意見を確認させていただきました。プロセスについては慎重にやりなさいと、これもやっているつもりでございますので、大体同じ方向での意見かと思えますので、ほっとしました。事前の学術的価値の調査は、お互いに学術的価値を知らないまま、学術的価値の調査をしなければいけないと。私は、しないといけないとは言いません。学術的価値はよくわからないけれども、風情と歴史は確立してチェックできます。その他のプラス学術的価値はどういう調査なのか想像もつかないです。改修の段階で施工業者に報告を受け、かつ整備委員会や検討部会の専門家などの意見を聞き、文化庁には報告をしていきたいと思えます。改修を開始するまでに事前の調査しろというのは腑に落ちないところがございます。建物自体の学術的価値は改修のときに必ず調べられます。改修していいものか、壊していいものか、残すべき部材があるのかを一々詳細にしてもらうことになっておりますので、私はそれで十分ではないかと思っております。

○山村委員 知事の考えはわかりました。学術的な調査をすべきだと思っておりますのは、例えば少年刑務所は、学術的な調査をして価値が確定をされました。その上でホテルの活用という方向も出ております。そういうことを見ましても、事前にきちんとそういう建築の専門家の調査が必要ではないかと思っているということで、ぜひそれをやっていただきたいと思えます。

知事が計画をしております奈良公園全体の改変の計画でいいましたら、高畑地域でのホテルの建設は到底認められないし、将来的にこれは大きく景観を壊すことにつながっていくと思えますので、承服できるものではないから見直すべきだと思っております。吉城園地域のところは、今、考えていただいている活用方法、高級ホテルという格差や貧困を拡大するような利用のやり方ではなく、もう少し県民主体に、県民が主人公になるような活用をみんなで考えていくという立場に立っていただいて、進めていくならやっていただきたいという意見を申し上げておきたいと思えます。

○和田委員 観光振興についてでございます。決算審査特別委員会で観光振興を、私は記紀・万葉ということで触れて、発言、質問をしました。十分に詰めることのできなかった点をここで、知事の考えていることを伺いたいと思います。

観光振興をしていくことについて、観光地づくりは大変重要だと思っております。知事も常々指摘、発言されているように、品質が重要だ。観光地もやはり品質が維持され、充実したものでないと訪れる人もがっかりしてしまうと思うわけです。そういう意味でホテルの誘致、文化資源を生かした観光ルートの整備、食事や休憩所、トイレの充実、あるいはお土産の充実、こうした取り組みは大切なことでございます。世界遺産を3つも、そして国宝などは日本で3位のものを持つ奈良のことです。ぜひこのような資源を生かしながら、観光インフラ整備を充実していただきたいと思っております。

問題は、奈良県の観光振興で重要なことといえば、国民が奈良県の何に魅力を感じるのか、奈良県の観光振興の売りというものを考える必要があるのではないか。その際に、例えば奈良市内のあれこれの魅力のある観光資源をさらに磨き上げていることは確かでございますし、賛成します。日本一の大仏があったり、鹿を個体の調整をしながら親しむことや、その他寺社仏閣の整備をしていくことは重要なことでございますし、奈良県内では、聖徳太子ゆかりの法隆寺や遣唐使の阿倍仲麻呂の紹介、こういうことにも取り組まれています。そういう意味では、他府県にない、日本一の歴史と文化がじかに感じられることが求められていると思います。

その中で、記紀・万葉の地、ふるさととも言われる奈良、もっと絞り込んで、その主要な歴史の舞台となっている桜井市や明日香村、橿原市など、そういったところの観光地づくりも必要ではないか。今の現状では、地方自治体や民間の動きにお任せしているのではないかと感じられるわけでございますけれども、知事としては観光地づくりで、奈良市に偏在する状況をどのようにお考えなのか、所感あるいは考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○荒井知事 和田委員がおっしゃいました、いい観光地づくりの方向と考え方は大体私と同じような考えだと思えました。観光地づくりには魅力を磨き立てることは必要でございますが、その魅力を磨き立てる中で、奈良にある素材を生かすのは当然でございます。古代の歴史文化、文書でございますが、記紀・万葉の中に書かれていた世界が大きな観光素材であることは間違いございません。中南和が飛鳥中心の舞台でもございましたが、十分生かし切っていない面が南のほうにあるのではないかという指摘でもあろうかと思っております。

奈良県全体の観光地の魅力をブランド化すると、中南和や奥大和に直ちに行かれるかといったら、そういう観光の動きにはなっておりません。具体的には泊まる場所がないと。行ってすぐ孫悟空のように帰ってこられるわけではありません。いい泊まり場所があれば山の奥でも泊まりに行くという観光構造になっておりますので、何よりもいい泊まり場所が、私の感じでは必要かと思ひ、中南和は極めて不足している状況だと思ひます。

桜井市のオーベルジュとレストランがいまだにはやっておりますが、近くにこのレベルのものがなければやっているのかとマネジャーが言っております。競争相手があまりいないという事情で、観光マーケット、観光地としてほったらかしであったと逆に言えるわけですが、それには宿泊施設、レストランのようなものが投資されないと人は来ないということの反映でございます。県の施設でございますが、そのような投資で、そのような需要があるということを引き出した面があるかと思っております。

観光客が来られるのに必要な施設が、民的な方々にもっと投資されるように誘導しなければいけないのと、公的な面では、アクセスが南は、どうしても悪いので、幹線からより離れる、奈良市自身も離れるわけですが、より中南和が離れるわけでございますので、20年後にできると言われておりますリニア中央新幹線の奈良市附近駅からの幹線アクセスからの域内交通の整備は極めて重要な、奈良県で極めて不足している観光インフラだと思っております。20年後に、リニア中央新幹線の奈良市附近駅が中南和も含めて奈良県観光に十分生かせるように、域内交通の整備は極めて重要なポイントだと思っております。

○和田委員 知事が指摘され、感じられて答弁されました中南和地域が本当に残念な状態である。それは宿泊施設など、いろいろな要素を指摘されました。宿泊施設については、桜井市、橿原市、明日香村でいろいろと首長に聞きますと、みんなこの中和地域の観光を振興していくのに必死だということが、叫ばれております。そういった中で、宿泊施設については、来年から再来年にかけて、それぞれ一つずつホテルを持ったりすることになります。

ルート、交通アクセスについては、私から提案しておりました。この2市1村に協力をしていただいて、記紀・万葉の観光ルートをつくってはどうかという提案をしております。これに県がきちんとした形で加わって、協議をしていく、協力をいただくことで、観光ルートはたちまちできるのではないかと思ったりもするわけです。重要なことは、そういうことも含めまして、私の思いとしては、奈良県の観光振興を全体として包み込んでいく取

り組みといたしますか、奈良県全体を包み込んで取り組むという視野が必要ではないか。これがやっぱり欠けているように思います。奈良市偏在がものすごく私には感じられて、中南和地域の観光振興の整備がおくれている。奈良県の全体がどう観光振興をやっていくのが抜けている。あるいは中南和の観光資源の観光地づくりをどうしていくのが抜けているのではないかとこの視点をもっと持つ必要があるのではないかと思うわけですが、そういう視点を持っているのか、持っていないのか、基本的なところをお聞かせください。

○荒井知事 奈良県全体の観光振興を考える、包み込むような取り組みが必要ではないか、それはそのとおりだと思います。とりわけリニア中央新幹線が来る20年後を目指して、また今、インバウンドの観光の需要が伸びておりますので、インバウンド観光需要を取り込む観光戦略は、観光戦略20年ビジョンが必要かと思っております。全体としての取り組みは必要かと思えます。

一方、奈良市に偏在しているということにつきましては、奈良県の観光需要の入り口を見ますと、やはり新幹線で北から来られる、入り口、ゲートウェイという呼び方がありますが、奈良市に来て、大仏殿に行って、大仏殿を見るだけで帰ってしまわれる、そのような観光地として成り立ってきたため、これはあまりよくないわけでございます。ゲートウェイはどこかで必ず要るわけですが、さらに奈良県で2泊してもらい、南和だけに泊まれる観光客は、宿泊施設がないこともあって、なかなかおられないわけでございます。南和自身も魅力を造成してもらわなければいけない。これは偏在と言うのではなしに、自然とそうってしまったといった類いの観光需要ではないかと思えます。これは努力しなければいけない。

奈良市に来るのは、ゲートウェイということと、大きな文化資源、観光資源があるという、アクセスと観光資源で、大きくリードされていることは間違いないと思えます。全体として奈良市の観光だけで満足しないで、県全体というのはそのように思いますが、奈良市偏在というのは、言葉の使い方でありませうけれども、結果的に奈良市だけが大きな観光地として奈良県内では育ってしまっているを見る。それはどうしてかということ、ゲートウェイであったり、観光素材が多かったりするので、ほかの地域は、もっと頑張らなければということでもあります。頑張り方は、アクセスもありますけれども、とりわけ宿泊施設、食の充実、奈良市に負けない観光魅力の実現に尽きるのではないかと思っております。県全体としてはインバウンドの観光需要を取り込む、これからの戦略を立てるべきだと思っております。

○和田委員 おおむねそれは賛成するものです。新しく観光戦略20年ビジョンという話を、今、初めて聞くのですけれども、先日も決算審査特別委員会において観光局に対して、観光戦略が必要ではないかと言っていた中で、きょう飛び出てきたものですから、非常にびっくりするとともに、すばらしいことだと思っております。

観光戦略ビジョンは、今、必要だとおっしゃったとは思いますが、もう少しイメージは膨らましてお持ちでしょうか。

○荒井知事 20年後、リニア中央新幹線の奈良市附近駅が完成すると、インバウンドがこれだけふえていると、インバウンドの取り込み競争がありますので、それに負けないためのインバウンド観光需要を取り込む戦略があると。それと、リニア中央新幹線が来る20年後も視野に入れて観光戦略を立てる必要があるということの内々思っておりまして、事務的な検討はしているのが実情でございます。どのような観光戦略ビジョンとして打ち出せるかどうか、まだもう少し手間がかかりますけれども、そんなに時間をかけないで、奈良県全体にとって大変重要な課題であろうかと思えます。

戦略ビジョンの中の要諦は、一つは、リニア中央新幹線が20年後に奈良市附近に来ることを一つ大きな中心的な軸において、やはり不足している観光施設の、高級ホテルが極めて少ないのです。高級な方はみんな奈良を素通りなのです。それは、日本に高級ホテルはないわけではないのですけれども、すごいレベルの消費というか、観光産業のもとになる人は、奈良に行く、泊まる場所がないというのが今の実情でございます。インバウンドの観光需要を取り組むという観点では、バラエティのある宿泊施設の取り組みは、大きな課題かと思えます。

それと、域内交通です。リニア中央新幹線についても、奈良公園から法隆寺に行く道が極めて悪いと、南和へ行くにも京奈和自動車道ができると随分違ってくると思えますけれども、京奈和自動車道と中和幹線があれば、随分、桜井方面の談山神社にも行きやすくなると思えますけれども、域内交通のバス路線が不十分だということは随分言われております。20年後を見据えたら、段階的に計画を立てて、整備しなければいけないと、観光インフラになりますけれども、そのようなことは大きな計画が要るのではないかと考えております。要諦の大事なことで考えております一端でございますけれども、そのような要素が含まれるべきだと考え、戦略としてどのように立てられるのかを、事務的な観点から今練っているということでございます。

○和田委員 わかりました。ぜひとも観光戦略ビジョンを、早急に打ち立てていただきました

と思います。

そんな中で重要なことと私は思うのですが、奈良の新しいイメージをつくろうと、記紀・万葉プロジェクトについてはおっしゃっていました。着眼点は大変すごいものだと思います。その中で、キャッチフレーズは、国の始まり、あるいは記紀・万葉の奈良、いつもこういうフレーズが並んでおります。このことも、本当に奈良のイメージとしてはぴったりだと私は思っています。

問題は、そういう奈良の新しいイメージ、奈良ブランドと言ってもいいと思うのですが、この奈良ブランドを掘り起こしていく、そういう展開が弱いのではないかと、奈良といえ、大仏も鹿も大極殿もいろいろあるけれども、とにかく国の始まりだと。国の始まりを象徴するのがどこそこだと、こういうことで記紀・万葉はあるものだと思います。そういう意味で、地域振興部では、引き続き2020年が終わっても、この記紀・万葉プロジェクトの展開はしていきたいと、こういう答弁をいただきました。これはこれで大切だけれども、本当にそういうキャッチフレーズがもっともっと浸透し、掘り起こしていく、そして奈良県全体を包み込んでいくような展開が必要ではないかと。私は最初に、国民が奈良に来たいなど、求めているものということでは言いましたが、国の始まり奈良、このことをもっとブランド化していくことが重要ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○荒井知事 奈良の観光のお客様を呼ぶためのブランドの中で、地域のテーマは大事な要素であろうかと思い、いろいろな始まりや記紀・万葉というテーマは大事でございますが、リピーターの観光地として栄えるのは、それだけでは不十分でございます。来たときのサービスがあまりにも違くと、居心地のよさがないことが、奈良の負のイメージとして定着しております。おいしいものがない、泊まる場所がない、移動しにくいという観光地として負のイメージがあります。今、テーマだけのイメージだと、テーマでNHKの「歴史秘話ヒストリア」とかいろいろテレビで見せますので、テレビで見たほうがよくわかるという、アームチェアトラベラーズと言いますが、椅子に座って大画面のテレビを見ると、奈良がよくわかった、こういう観光地だと。来てくれないとわからない、来てみるのもっと楽しいというのが観光政策の戦略の一番大きな要素だと思います。来てみて、この飛鳥の地でおいしいものを食べたらどうですか、泊まったらどうですか、この平城京の見える場所でたたずんだらどうですかという歴史を体感というのが提供すべき大きな要素だと思います。そのためには、宿泊、飲食、いろいろなアメニティーが要る、それが決定的に欠けていたのが奈良県の観光地だと。その負のブランドをなくすというのが、今、

一番大きな課題になっていると思います。テーマで引っ張るだけでは、テーマ自身は大変古くなりますので、テーマは手をかえ、品をかえて、いろいろなことをしているのが観光地競争でございます。記紀・万葉の始まりは誇るべきテーマでございますけれども、奈良はいつまでもかと、もう行ったとならないように、いつ来ても新しいテーマ、新しい印象がありますということを手をかえ、品をかえ提供することで、一生に一度来たらいいという観光地として売り出してきた実績がありますので、それを脱却しなければいけないというのが大きなテーマでございます。そのためには、他の観光地にあって、奈良にない観光要素を充実させるしかないと思っております。その中でテーマは大事でございますが、歴史文化、文化財というのは他に比類がないという点で大きな要素でございます。それをどのように感じてもらえるのかというテクニックや、環境の整備が決定的におくれてきたのは、観光地の評論家としての見方でございますが、まだ遅くはございませんので、これから整備をすべきテーマかと思っております。

○和田委員 全くそのとおりだと思います。他に比類のない奈良のよさ、観光要素、これをしっかりと磨き上げていく、これは重要なこと。

そのためにどうするかということですが、先ほど言いました観光地づくり、お互いの共通認識です。問題は、その観光地づくりをしたときに、おもてなしができるような観光コースをつくっていく、あるいは観光ツアーパックをつくっていくのも大切かと思うわけでございます。

そういう意味で、テーマというのは、その地域の魅力を発信することになりますが、来たいな、来てよかったと思うのは、観光地の品質、サービスによりますから、しっかり磨き上げていただくこと、これはお願いをしたいと思います。

もう一つ重要なことは、テーマが、例えば奈良の場合だったら、観光資源が点在しています。だからこそ、テーマにこだわって、この観光地づくりをやりながら、奈良のイメージをつくり、そして、観光地めぐりの選択メニューをたくさんつくっていくことが必要ではないかと。私は、観光地のめぐるコース、パックをどんどんつくっていくことが必要ではないかと考えますけれども、どうでしょうか。

○荒井知事 大事な視点だと思います。そのときに、歴史文化をテーマにした周遊を考えますと、よく言われることでございますが、歴史文化はとてもよく知った人と、余り知らない人がいる。その人をまぜこぜにすると、よく知った人に不満がある。よく知った人には、さらによくわかる説明をする、説明力もとても大きいわけでございます。歴史文化に

については見れば、わかるというわけでもございません。話しをして知ってもらってわかる。特に、外国から来られた方は、仏像をたくさん見て、奈良にも来られるわけですが、奈良の仏像はどのように違うのかという本質的な説明力が、これも不足している負のブランドでございますけれども、これをレベルに合わせて説明する能力は、地域として不足しているということを改善する必要があるかと思えます。そのような周遊一つとっても、周遊がしやすい、時間でもそんな変わらないという客観的な周遊ルートのクオリティを上げるということと、内容を来られる方のレベルに応じて上げる、来られる方が、バックパッカーのようにほっつき歩くタイプの観光客もおられますし、高級な方も実は多くなっております。高級なホテルに泊まって、ヘリコプターで吉野の桜を見るという方も出てきているわけで、では、そういう方は奈良では要らないと排斥しないで、そういう方も大事なお客さんだということで、観光地としては、あらゆるお客様にバラエティのあるおもてなしをする能力があるかどうか問われている時代でございますので、バラエティのあるおもてなしの質の向上を心がけるのも大きな要素だと思っております。

○和田委員 知事に、観光周遊コース、パックツアーの商品化、そういうものが必要ではないかということを探ねた。それに対する答弁で、それらしいことを触れてもらいましたが、方法として、そのような展開はどうでしょう。奈良県ビジターズビューローを持っておられますから、特に私はそのことに関心を深めております。

○荒井知事 当然、大仏だけを見て帰れということは、大変レベルの低い観光地になりますので、いいところをたくさん見て帰ってくださいということに合った周遊が一つ大きなことになります。周遊は大事だということを前提に、周遊のお客様のおもてなしを、その扱い方について付言をさせていただいたということでございます。奈良県ビジターズビューローで、大和しかバスツアーという周遊ルートをつくったのですが、最初の出だしは余りはやらなかったということでございますけれど、失敗をしたら、次の工夫をしてやってくれそうでございますので、はやるルートづくりが一つ大きな要素だと思っております。

○和田委員 テーマとして、奈良ブランドと、奈良のイメージを言いました。そして、観光地づくりが大切だ、これも申し上げました。そして、観光の商品づくりとして、観光パックツアーというか、周遊コースもつくるのが必要だということではほとんど知事と一致しているものと理解をしております。

あと一つお尋ねしたいことは、奈良の場合は、文化が非常に重要な言葉でございます。この文化について、いろいろな活用の展開方法があるのですが、この文化は、奈良県の場

合はどのように定義されているのでしょうか。これは、非常に基本的なことですが、重要なこととして、確認をしておきたいと思います。

○荒井知事 奈良県は教育振興大綱と別に、文化振興大綱をつくりました。そこで、文化の定義をされております。3つに分かれておりますが、1つは、芸術文化というカテゴリーでございます。音楽、美術、写真、演芸、演劇、その他の芸能などのいわゆる芸術文化。もう一つはメディア芸術と言われる分野を想定しております。映画、漫画、アニメーションなどがございます、バーチャルな芸術ということ。もう一つは、伝統芸術という分野を想定しております。雅楽、能楽、文学、文楽、歌舞伎、民俗芸能など、あるいは茶道、華道、書道などがございます。今、国民文化祭を奈良県でさせていただいておりますが、伝統芸術の分野の活動が非常に盛んでございます。文化芸術でございますので、どの分野がいいとかということではなしに、全てを文化資源の表現の仕方と捉えて、あらゆる文化の要素を発現したいと思っております。

○和田委員 研究あるいは学術研究といった分野のいわゆる言論による、社会生活を論じるというようなことは、文化の領域に入りますか、どうでしょうか。

○荒井知事 社会生活の見方は、当然文化という要素は色濃く入ってくると思っております。

○和田委員 既に文化資源活用課、文化振興課があるということで、文化という活用の方向性が、どんどん出ております。これは非常に重要なことだと思います。人間生活を営む上で、我々がつくる一切のものは文化というように広義の意味で捉えていかなければいけないという感じを持ちます。観光振興という分野において、文化はどんどん取り入れていくことはこれからも必要だと思います。

最後に、記紀・万葉プロジェクト以降の観光振興については、知事として、何かお考えがありますか。

○荒井知事 平城宮跡も1300年目にお祝いしたわけでございますけれど、平城宮跡の整備、国営公園化による整備は終わったわけではございませんし、記紀・万葉の日本書紀が2020年で1300年を迎えますので、切りとしては1300年を迎え、阿倍仲麻呂の検証もことしにやっていますので、2020年以降について、奈良県にとっては、過去の歴史が、まだたくさんございますので、興福寺の中金堂の再建でございますとか、聖徳太子が亡くなられて1400年とか、当面いろいろな行事は続くわけでございます。その次の大きなテーマを、1300年の次は1400年、その周年的な大行事からテーマを選

ぶこともありますし、いろいろな奈良らしいテーマは考えられると思います。

記紀・万葉プロジェクトの後、どのようなテーマにしようかというところまで具体的な考えがまとまっているわけではございませんが、和田委員がお述べのように、奈良県全体として、奈良盆地、奥大和は南部も含めて、大きな歴史の宝庫でございますので、全体として歴史博物館といった風情がございます。周年ではございませんが、大きな古代の歴史の検証とユーラシアの影響を随分受けておりますので、ユーラシアとの関係、古代だけではなしに、近世まで、応仁の乱でも奈良県が大きく登場しております。近世でもいろいろな歴史の資源がございますので、近代化資産は余りないわけでございますけれども、いろいろな歴史を最近までさかのぼって素材を発見するのは、奈良県ではそう難しいことではございません。ポスト記紀・万葉は多少思いをはせながら、次のテーマを考えていきたいと思っております。

○和田委員 知事から、端的にイメージできる歴史博物館を例えておっしゃったとは思いますが、奈良盆地のいろいろな施設は、本当にそういうイメージで持てるのかなと思えます。

あわせて、重要なことは、国の始まりであるということは、奈良でしか発信できない、全国どこにもできないものでございます。何度も私は強調しております。国の始まり奈良というものが一番価値を持つものだと、このように確信をしてやまないわけでございますが、いずれにしても、奈良の持つ日本最高、世界に誇れる価値を集合する概念、あるいはフレームの構築をすることで、これからの奈良の持つ価値を十分に発揮する観光施策をとる必要があるのではないかという思いを提起いたしまして、私の質問を終わります。

○中村委員長 あと質問者1人おりますが、ここで10分休憩をいたしまして、最後の質問者の質疑に入りたいと思います。3時5分から再開をしますので、よろしく願います。

14:53分 休憩

15:07分 再開

○中村委員長 休憩に引き続き、本日最後の質問者です。

○川田委員 まず1点が、ふるさと納税につきまして、見解をお聞かせいただきたいのですが、平成28年度、他県に寄附をされた控除額が8億4,500万円ぐらいであったと、逆に寄附を受けた額が1億8,700万円ぐらいであったと、差し引き約6億5,800万円ぐらいが、こういう制度がなければ奈良県に納税されていた。これは全国47都道府

県、同じ条件のもとで取り組まれているわけです。まず1点目、このことから、知事のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

○荒井知事 ふるさと納税の流入、流出状況、川田委員のおっしゃるとおりです。流出のほうが多いのは、内々残念なことでございます。ふるさと納税の流入をしていただくのに、奈良県の方で外に行って納税されるのを、ふるさと志向、郷土愛にも基づくわけでございますが、そのような額は大変少ない状況でございます。ふるさと納税競争というのがあるように喧伝されて、大層な返礼品をつけて、納税を促すのは、基本的な考え方として、自発的な納税地を決めることはできるというふるさと納税の趣旨からして、そこまでやるべきものではないと思っておりました。それでも、ふるさとへ寄附していただく方があるのはありがたいと思っております。

一方、奈良県在住の方、いろいろなところから来られている方が社会増というのは、ここ40年ぐらい進んでおりますので、それぞれの生まれ育ったふるさとがあるわけでございますので、人口の社会増がふえた結果でもあるかもしれません。自分のふるさと、父母のふるさとに寄附をしておこうという、奈良に来られる方、さらに日本の田舎から来られている方も、大阪に来て、奈良に住んだという方も多いわけでございます。大都会から直接奈良に住んだという方よりも、田舎から大阪に来て、奈良に住んだ、あるいは田舎から奈良に住んだという方が多いわけでございますので、そのような傾向があることは自然にあるのかなと推察します。損得ではなしに、流入、流出の税収の差からすれば、そのようになるのは認識をしております。これは制度の性格で、自発的に納税地を決めることはできるということですので、余り差があると、少し困った制度だと思わざるを得ないのですけれども、川田委員のご指摘の数字のとおりですので、政策的な感想ということまではまだ至っておりません。

○川田委員 議論は10月12日の部局別決算審査の中でもやらせていただいたのですが、6億5,800万円は、かなり大きな額です。これも話しをさせていただいたのですが、法人への超過課税の入が約3億円少しです。去年も3億円強でマイナス側に振れていたわけです。先ほども言いましたけれど、47都道府県が同じ条件でやっております。知事からもご指摘ありましたが、過大な返礼品の競争がかなり多く見られたと。総務大臣からも、過剰なものはやめるように指摘もされているわけですけれども。奈良県として、去年3億円、ことしは6億5,000万円ということですので、何らかの対応をとることはできなかったのかと。せっかく、法人に対して超過課税を取って、額的にはそれが全部帳消しに

なっているわけですが、平成28年度の決算を見る限りは、反省点として持つべきではないかと思うわけです。平成29年度も始まっておりますのでこれに対して、受け身の対策ですので、難しいとは思いますが、その辺の意識は今後どのように持っていかれようとしているのか、ご見解をお聞かせいただきたいと思います。

○荒井知事 ふるさと納税の流出過多と、法人税の超過課税は、思想的にも、バランスをとって行われているものではございません。見かけ上、ふるさと納税で流出している分を法人税超過課税で埋めているように見えるけれども、制度的には違うものでございます。ふるさと納税の流出は、交付税措置の中で若干戻しがあるのではないかと思います。それは制度をそのように独立してつくられているわけです。法人税超過課税は、それ自身の目的のために、用途、多少包括的でございますが、決めてやっておりますので、ふるさと納税が減れば、超過課税をもっとしないといけないのか、あるいは流入があれば、超過課税は要らないのかと、川田委員のお考えは全然違うと思います。そのようなことでなくて、奈良県の場合も、法人税の超過課税とふるさと納税というのは、考え方としてもリンクをさせておりません。

○川田委員 制度的には違うのは当然わかるのですが、超過課税は、もともとこれはすべきではないという考え方なのですが、するべきだという方が多いので、超過課税されていますけれども、結果として、先ほども言いましたけれど、47都道府県が、ふるさと納税は同じ条件のもとでやっているわけで、何らかの対策はとれたのではないかとも思うのです。超過課税は、思想的に別のものなので、外しますけれども、これだけのマイナスが出ているということは、奈良県にとってはかなり大きな財源で、総務大臣からの注意もありましたから、若干は何か動きがあるかもしれないのですが、それも含めて、見る必要もあります。何らかの対策として、ただ受け身だから、何もしなくて、ただこのまま見ているというのか、よそも過当になり過ぎたという問題はありますけれども、その辺ももう少し見直すべき余地があるのではないかという見方をしています。その点について、知事のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

○荒井知事 流出するのは、先ほど残念だと申し上げましたが、その分、減税があると、4分の1が交付税措置の対象になることになっています。4分の1ですので、入ったほうがありがたいことは間違いございません。

その対策を講じたほうがいいのかというお勧めだと思います。超過課税と均衡ということになしに、ふるさと納税を推奨するか、流出をやめてもらうようにお勧めする

かという２つしかないわけですが、過度の返礼品競争になるのは、税制上多少見苦しいように、ある意味思っていました。これも、お計らいもしなければいけないと思いますけれども、税収がふえても、交付税措置が減らされるという面もございませぬ。全部ではありませんけれども。よくバランスがとれた上で、ふるさと納税でふるさとへ納税される人もおられるので、今、差が6億5,000万円ぐらいでございませぬが、奈良県の方の納税力が、税源力がふえればふえた上で、さらにふるさとへ納税されることは、それはそれで自由なことかと個人的には思う次第でございませぬ。ふるさと納税自身について、流出自身についてすぐに気持ちが動くわけでもございませぬが、県内の経済活性化による税収をふやしたいといつも思っておりますので、このふるさと納税流出額を上回るような増収ができたらうれしいと、そちらのほうに一生懸命したいと、超過課税という形ではなしに、自然と経済活性化による税収増が図られると、それが本来の方向ではないかと包括的といひませぬか、基本的なことだけでございませぬが、そのように思っております。

○川田委員 知事がおっしゃったとおりでございませぬが、超過課税などせず、全体的に税収が獲得できれば、それが一番理想であると我々も思っております。

そこで、今回平成28年度決算を審査させていただきますと、税収は、前年よりもダウン、一番、今回強調させていただきましたのが、臨時財政対策債頼みといひませぬか、こういった財源によっている。臨時財政対策債で起債を立てて財源獲得はしているのですけれども、交付税措置をされている額の水準と、国で組まれている地方財政計画が拡大しない限りは、結局、全体的に見て交付税措置がされるといっても、交付税がふえるわけではありませぬ。結局、自分のところで賄いして、払っていることと同じ状況になっていくのではないかとこの指摘もさせていただきます。

当然、経済がよくなると、税収はよくなりませぬから、知事が今進めておられます雇用の対策や、企業の誘致は、我々も大賛成で、どんどん、インフラ整備も含めて、やっいていく必要があると思っておりますが、ただ地方の今のこの財源を考えた場合、非常に厳しい状況にあるのではないかと。まして人口減少が今後一気に進んでくる段階にきていひませぬので。

そのことをもって、次の質問に行きたいのですが、行政として、行政コストの意識はさらに強めていかなければならない。今まで、定員管理や計画を進行されてまいりまして、かなり行政も、スリムになってきていると思っておりますが、一つの仕事をやる時間が、長くなるものもあれば、短期でできるものもある。そういった意識をもっと強く持つべきで

はないか、このように指摘をさせていただきました。去年、県土マネジメント部の調査もいろいろさせていただきました、1つの返答に、2、3カ月は平気でかかってしまう。どうして意思決定をするのに、これだけの多くの人間が動いて、そして、これだけの時間がかかってしまうのか。今度、県土マネジメント部長がかわられましたけれど、同じような内容で、非常に早い回答もしていただいているということで、やはりコスト面で考えましたら、一つのこと、時間を長くかけてやっていくことは、それだけの行政コストがかかってしまうのではないかと思います。その点につきまして、平成28年度決算審査でございますから、この平成28年度において、知事が、行政コストを意識した行政経営は、どの辺に、主に留意されて取り組みになったのかをお聞かせいただきたいと思います。

○荒井知事 行政コスト、行政の高付加価値化、効率化というのは川田委員のおっしゃるとおりだと思います。人口減少しているにもかかわらず、行政需要が幅広くなっている、県の行政がとりわけ幅広くなっている。同じ量がふえるのではなしに幅広く、知恵が余計要ると、知恵を出す過程でいろいろコスト、知恵出しの時間、コストもかかる面もあると思います。これは標準化してくると時間が短縮され、いろいろな事象が発生する中で経験をさせていただいて、だんだん時間が短縮され効果的になっていることは、私の目から見てもそのように感じます。新しい需要にどう対応するかは、割と難しい面が県庁の中ではあったのか、新しい需要をどのように察知して、前向きにやるかということは、行政コスト、仕事が削減しないでふえる面が、チャレンジするとふえる面があることは確かでございますけれども、世の中はそのような期待が随分膨らんできていると感じる面がございます。

そこでどのようにするか、要請、需要がふえたり、変化する中で行政のコストを削減しないといけない。どのように対応するかをお尋ねの一番の基本だと、その知恵が出たのかというのは、この決算審査特別委員会らしい基本的な質問であろうかと思います。

チャレンジする、知恵を出すのに余りはばかったらいけないけれども、下手な考え休むに似たりでもいけないから、議論をして、一緒に考える文殊の知恵の出し方を、上から言って、それが知恵だと、知恵であるわけがない、その中で、文殊の知恵の文殊の一員ぐらいにさせてもらったらと思って、新しい行政需要に対応するしか。

もう一つは、定型的なものではできるだけコストを下げる対象にしようとして、それは手法としてアウトソースをするということがあります。定型的なことを県庁の職員がずっと同じことをするのはなしに、創造的、権限的な仕事は職員みずからしなければいけないわけ

ですけれども、人材養成や、技能向上、能力向上に資するものは率先して予算をつけておりますので、それを習熟して、次に伝えるという役目がありますし、市町村の職員と切磋琢磨をして、県庁の仕事ぶりを多少伝えることも、現代に至るまで割と行われていることでございます。そのような過程でコスト縮減が図られたらというのが基本的なことでございます。できるだけ必要な需要は、チャレンジしながら、やり方を変えて効率化を図る、少し抽象的でございます。そのようなことを現場現場で進めようと言っております。

もちろん、財政的な面では無駄な予算を削減するというのは、決算審査特別委員会の当然の評価、吟味項目でございますので、できるだけ、ばらまきにならないように、今、お金をばらまくと、皆が喜ばれるわけでございますけれども、将来に向かってお金が使えるようにしていきたいといったこと、いろんな要素をかみ合わせてでございますが、人口減少化の中の行政需要、質、量の増大に対応するテクニックを、例えばアウトソース、あるいは市町村、もう一つは市町村との共同化、市町村同士の共同化ということで、必死に努力をしているということでございます。

○川田委員 行政ができる仕事と、行政がしなくてよい仕事の内訳は、これは非常に重要なことだと我々も思っております。

今後、小さな枠で物事を考えるのではなくて、人口減少が、日本全体でも最大の問題であると思っております。今、金融緩和等をどんどんやっていく中で、それでもインフレになかなかならない。これは部局別の決算審査でも指摘はさせていただいたのですが、自然利子率の低下が最大の問題源であって、後追いで金融政策が続いていると、どんどん量的緩和を続けていかなければならないといった構造の中に今あるのかと思っております。

目先だけではなくて、今、最大限集中しなければならないのが、これは日本全体に言えることだと思うのですが、人口減少をどのように克服していくかと。自然利子率が上がれば、自然にインフレ率も、期待インフレ率も上がっていくわけですから、それにはやはり生産労働性と人口、仕事の効率化が最大のポイントになってくると思っております。それに向けて、当然少子化対策等を国でも今、やっていますが、国がこういったものを行っているから何かとりあえずやったらいいのではないかとではなくて、どうすれば、人口がふえて、今後、子育て支援など、そういったものももっと大胆に踏み込んでいくべきではないかと思っているわけです。その点について、知事のご見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○荒井知事 大きな総論的な話で、人口減少を克服する、これこそ国難と言ってもいいよ

うな事象だと思います。地方政府は現場のサービス給付の主体でございますので、国を挙げて達成しないとイケない。その中で、生産性、効率化、働き方改革につながるものがございますので、日本が、急激な人口減少の中で知恵を出して、これだけの社会保障をしながら、持続性が達成されれば、大きな先進国のモデルになると思います。奈良県が、いい地域モデルになるという気持ちでチャレンジをすべき課題かと思っております。

その中で、人口減少対応というのは、人口減少を所与のものとするのではなくて、人口増を図るのは、これも国を挙げての大きなこと。人口増が、人口増まで至らないと思う、人口減を抑制するという感じで、出生率の向上、そのための子育て環境の整備、未婚・晩婚・晩産の予防は、いろいろ取り組むべき課題だと思います。そのときに何をしたら出生率が上がるのかでございますが、平成28年度の奈良県の出生率は大変低いですが、上昇率は、全国の上昇率の倍ぐらい上がって、福西こども・女性局長にどうして上がったのだろうか、すぐにはわからないのですけれど、何かいろいろあれやこれや努力して上がったと。これはまた、継続的に上がるかどうか注目しております。こども・女性局長がかわれば、また下がったりすることがあるかもしれないと心配しておりますけれど、奈良県の現場でもそのようなことが起きているわけで、そのときにどのように対処するか、先ほど最初におっしゃいましたように、交付税全体が限られている、税源が少ない奈良県でございますので、できるだけ予算を使わないで効果が出るような知恵が出るのかどうか、基本的な課題だと思っております。

○川田委員 非常に難しい問題だとは思いますが、一つの例ですけれども、私は今、香芝市旭ヶ丘に住んでおります。以前、県にもお世話になりまして、区画整理の破綻ということで、大問題になった地域ですが、たまたまですけれど、土地の価格は下がり、住宅の区画も小さくしないと売れない状況の中で、何が供給できたかといえば、非常に安い住宅が若い方に、約2,000戸ぐらい供給ができた。このとき、どういった現象が起きたかといいますと、若い方が新築の家を、自分の所得範囲内で安く買われた。一軒家を持つことによって、子どもが3人、4人、5人とか、今の時代で少し考えられないぐらい、子どもがたくさん誕生されました。そして、ニュータウンの人口も児童率が最大40%ぐらいまで、一時なりまして、旭ヶ丘小学校は、奈良県で一番過大校ということで、私は、PTAも3年ぐらいやらせてもらったのですが、歩道が、子どもたちの帽子で真っ黄色の行列がずっとできているときがあり、数年前まで続いてます。今でもまだ多いですが。若い方の子どもを産む環境というのは、社会的にいろいろな研究はされているのですが、実際に

あった大きな参考事例になると。奈良県においても、住宅バブルになったらいけませんけれど、やはり安い住宅供給が最大の人口増のポイントではないかと、これは、我々が研究してきた分野ですけれども。

そのあたり県でやるかどうかは、課題も多いので、すぐにはわかりませんが、今後の参考の一つとしていただければと思います。その辺の知事の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○荒井知事 平成22年から平成27年の国勢調査の年齢階層別の人口増減を調べられた日本総合研究所の藻谷浩介氏の話で、香芝市もふえているのは、65歳以上がふえているのです。15歳から65歳未満の人はむしろ減っていて、それよりも65歳以上がふえているので人口増が達成できていると。両方ふえている、15歳から65歳未満がふえているのは、ごく数少ない県、市でございますから、多分、旭ヶ丘ももう少し前の平成22年国勢調査以前の若い人の流入かと、その資料を引き合わせて推察しますが、高齢者がふえている中での若い人をどのようにつなぎとめるかということで、住宅というのは大きなポイントであろうかと思えます。

それともう一つは、雇用、賃金でございます。雇用の安定は、若い人をつなぎとめる、身近な雇用の発生は極めて重要かと思っています。有効求人倍率がずっと上がってきて、就業地別の有効求人倍率は、奈良県は、近畿の帯の中で、いつも下位のほうだったので、滋賀県に次ぐレベルまで上がってきていると。これは逆に、これだけ上がると、歴史上初めて1.5倍を超えた、就業地別の人口、有効求人倍率、そうするとセクター別の人手不足ということになります。これだけ人手不足になると、賃金が上がって、若い人の雇用が安定感を増して、消費に向かえばいいのですけれど、雇用の安定感が発生しないのが、今一番大きな課題かと思っています。雇用の安定は、同じ会社で終身雇用ができないので、その地域で、会社や、勤め先が変わっても安定した雇用継続ができる地域にしたいというのが願いでございます。雇用マーケットをどのように構築するかという、これが国でもなかなかできない。県がもし何か産業政策課に働きかけてできるならば、若者の出生率にも直接影響する一番大事なことかなと思って、若者の雇用安定を願っているものでございます。

○川田委員 何か資料を見間違えたかもしれないのですが、香芝市は、奈良県で一番若者がふえてきた市で勘違いなされているかと思いました。

それは間違いでもいいのですけれど、実際にすごくふえてきたということがありまして、

現在、オールドタウンもありますので、どんどん高齢者がお一人になられた場合、出ていかれるとか、老人ホームに行かれるとか、そういう方も多いのです。今度、逆にそこを整備されたら、安いですから若い方が入ってくるという現象が起きています。オールドタウンというのは奈良の中にもこれからたくさん生まれて、まだまだ発展してくると思うのですが、その活用方法によっては、少子化にはかなり大きな役目を果たすのではないかと思います。これは意見でございますので、こういったものも考慮に入れていただければと思っております。

最後に、基金についてお聞きさせていただきます。

これは、部局別の決算審査の中でも、審議させていただきまして、今1,650億円ほどの基金が奈良県にあると。全国分析させていただきました中で、東日本大震災による復興基金を受けているところを除けば、奈良県は東京都に次いで、標準財政規模割で2位だったということです。これは、納税者からすれば、本来、使っていただくために納税しているわけであって、貯金をしてもらうために納税しているわけではない。内容をいろいろ審議させていただきますと、例えば、高校の建物が、非常に耐震指標であるIs値が低いにもかかわらず、先送りされて、現状でも建てかえもまだされていない。それと、警察の制服の問題、予算の問題もいろいろ審議をさせていただきまして、これはご答弁いただいているので結構ですが、世代間の負担は納税の基本でもあると思いますので、やはり基金を使うよりも、必要なものを使う。例えば起債で、償還できるタイミングは当然あると思うのですが、これは誰でもわかるように、預けている利息をもらうよりも、借りている利子を払うほうが、当然そのさやがありますから、有利な回転になるのではないかと。そこはうまく回転させていく必要があると思いますが、知事のご見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○荒井知事 基金の見方、考え方は、極めて似ているように私は思います。同じようなことを財政課に、ずっとこの半年前から言ったことがございます。それは、今おっしゃいました県債管理基金を、これだけ積み上げる必要があるのかを前年度の決算の過程で財政課に言いました。今のこのようなランクであるということは、川田委員のお調べで、私も、財政課からなかなかくれない資料なので、やはりそうかといって見たような次第でございます。県債管理基金は、今、川田委員がおっしゃいましたように、臨時財政対策債への償還の間に10年間のために積み上げると、これは歩積み両建てで、必要あるのかと詰問したことがあります。なかなかすぐに聞いてくれなさそうで、困っていたところでございま

すが、川田委員の応援をいただいて、債権管理を、例えば県債管理基金、もう一つは財政調整基金、これはいざというときだから、ある程度は要ると思うのですが、これは、震災などが起こったら、あっという間に吹っ飛んでしまうわけですが、これも過多とはなかなか言い切れないところがあります。

もう一つは、基金の中で、このような財政安定化基金と、もう一つは、将来の投資のための基金というのがございます。それを分けて見るようにとっております。将来のための基金は、私は重要だと思っています。病院をつくるのも、前知事のいろいろな貯金、基金があったからできたという経緯もあります。

今、いろいろなことに、未来の投資をやり始めており、インフラのために道路や、20年後ですけれども、リニア中央新幹線が来たりしたときの、いろいろな投資、域内交通の投資などをやりますと、奈良県の税制からすれば、とてももたない可能性がある。そのために少しでも貯金をするように、未来への投資のための貯金でございますので、これが積み上がったら、将来に還元するための基金ですので、私は、これは奈良県民の将来の後世の方に対して、申し開きができるタイプの基金ではないかと思っております。財政の安定のための基金、それも県債管理のため、財政のいざというときの基金と、未来の投資のための基金が、このような基金の積み上げをやみくもにするのではなしに、目的を持って基金を積み上げるということをしております。病院債の返還のための基金は、その都度返していても、もちろん管理はできるわけですが、病院を建てていますので、返済の期間が必ずあります。特定項目の県債管理基金とも同じ性格でございます。全体として管理するのか、病院債の返済は大きなロットでございますので、病院で管理するのかという違いだけで、さらに将来、奈良モデルのまちづくりのための投資と、ある程度想定されます。これも有効に生きる基金だと思っております。基金のあり方をぜひ議員の皆様と吟味をして、将来の投資に、これは向けていいなというチェックしていただいた上で、基金の有効性を判断していただくのがいいかと思えます。

総じていいますと、奈良県の財政は、弱いものでございます。未来のための基金は、いざというときに投資をするために備えてあって、その投資がいろいろご議論あると思いますが、奈良県は、そのような病院の投資も含めて、本当に投資をしてこなかったように私自身は思っております。道路一つ、病院一つについても投資は少なかった県であったと思いますので、いろいろ世の中が動くときには、お金を使わせていただきたいというのがめじろ押しになってきております。国でもいろいろプロジェクトが出てくると、基金も要る

と。基金はそういうプロジェクトがスタートすると確実に取り崩しになりますので、目的がはっきりした基金は、お金を節約してでも積み上げていきたいと。やみくもに積み上げるためだけに積み上げるのではなしに、目的がはっきりして積み上げるという原則にのっとりながら、させていただきたいと思います。

○川田委員 知事もご指摘いただいていた部分であったということで、うれしく思っております。

質問の中でも、基金は、毎年どれぐらい積み上げるのかなどの定義的なものも聞かせていただいたのですが、それが決まっているものもあれば、決まっていないものもあるということで、知事の答弁からすれば、そこはやはりきれいに整理をしていく必要があるのかと。我々も勉強させていただきますので、気がつくところがあれば、ご指摘もさせていただきたいと思っております。

そして、もう1点が、例えば学校の子どもたちの安全の問題、必需品、需要が回転しているものはきっちりと使っていただく中での基金、昔、奈良県がここまで経済的に弱いのは、インフラ整備を怠ってきたことが原因ではないかという答弁もいただきました。我々もそのとおりだと思っております。子どもはふやさなければいけない、住みよいまちにしなければいけない。だけど、インフラ整備はしないということになれば、県の発展もないと思っておりますので、その点は、今後、その方針でお願いしたいと思います。

以上、質問を終わります。

○中村委員長 ほかに質疑がなければ、これをもちまして理事者に対する質疑等を終わります。

それでは、付託を受けた各議案について、委員の意見を求めます。

ご発言をお願いします。

○池田委員 自由民主党といたしましては、付託を受けております一般会計歳入歳出決算ほか全ての議案に賛成します。

○奥山委員 自民党奈良、認定、賛成の立場からご意見申し上げたいと思います。

平成28年度の決算、全て了としたいと思います。2020年のパラリンピック・オリンピック東京、そして、期待しています、大阪万博、20年後のリニア中央新幹線と、非常に奈良県にとって希望が持てることばかりがあると思います。私も議員の一人として、やりがいがあると思っておりますけれども、平均寿命が100歳というのは、ほど聞いていくと、少子高齢化、考えていくほど、まだまだ、入るものはしっかり入るような企業誘

致もしながら、観光客もふやすという努力を、そして、歳出はしっかりと効率のいい歳出をしていただくことが大事かと思っておりますので、来年度の予算に向けて、しっかりと県民に了とされるような予算を出していただくことを期待いたしまして、この議案については、認定、賛成します。

○山村委員 日本共産党の意見を述べたいと思います。

一般会計決算につきましては、反対します。これは、奈良大立山まつりなどで巨額な費用を投じているにもかかわらず、民間イベント会社運営で、市民主体の祭りにはならず、また、その効果についても発揮をしていない。あるいは、県営プール跡地活用事業の総額でいえば200億円を超える投資、また、登大路バスターミナル、これはバスターミナルですけれども、複合施設ということで、これが、県民にどのような経済効果があるのか、この点についても不明です。(仮称)奈良県国際芸術家村構想についても、投資は大変大きい計画であり、事業の見通し、事業のリスク、こうした点は語られず、大変大きな投資にもかかわらず、なかなか県民の理解を得られるものになっていないと思っております。中学校を卒業するまで、通院も医療費の助成制度が拡充されたということは評価されるものだと思っておりますが、今の経済状況から見ますと、年金が目減りをし、また、労働者の実質の賃金下がっている、そういうもとでの消費低迷など、さまざまな苦境の中にある県民の暮らしを支えるという点での県の財政出動が大変弱いと思っております。こういう点で、反対したいと思っております。

他の決算については賛成とします。

○阪口委員 創生奈良といたしましては、賛成でございます。

総括で申しましたように、時間外勤務の支給について、それを明らかにしていただきたいということと、職員の超過勤務の縮減に向けて、より一層取り組んでいただきたいということを、個人の委員として発言をしておきます。

○川田委員 日本維新の会としては、一般会計につきましては、(仮称)奈良県国際芸術家村構想と予算で反対しておりますので、認定につきまして反対します。

ただし、この1年間におきまして、経済効果等の説明を受けてきました。それをもっと明らかにしていただけるということでしたが、余り明らかにならなかったことが残念と思っております。来年度は、建つことで決定して進んでいるわけですから、やはり住民にきちんと説明が詳しくされますように期待を申し上げます。

○森山委員 民進党会派としては、平成28年度決算、賛成いたします。

○川口（延）副委員長 自民党絆といたしましては、平成28年度決算に賛成をいたします。

○中村委員長 それでは、これより付託を受けました各議案につきまして、採決を行います。

議第67号につきましては、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

議第67号を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席ください。

起立多数でございます。よって、議第67号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議第65号については、簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それではお諮りいたします。

議第65号につきましては、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないものと認めます。よって、議第65号は、原案どおり認定することに決しました。

なお、報第29号につきましては、報告案件であり、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、委員長報告についてでございますが、本会議で反対討論される場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は反対討論をされますか。

○山村委員 はい。

○中村委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願いをいたします。

日本維新の会は反対討論はどうされますか。

○川田委員 やりません。

○中村委員長 では、委員長報告に反対意見を記載することといたします。

次に、委員長報告についてでございますが、正副委員長にご一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、10月20日の議会運営委員会及び本会議で、私から報告させていただきますので、ご了承のほど、よろしくお願いを申し上げます。

去る9月の22日に設置されました決算審査特別委員会は、委員各位のご協力によりまして、滞りなく全議案を議了し、終了することができました。ここに委員長、副委員長、心から厚く御礼申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

それでは、長時間にわたりましたが、これをもちまして決算審査特別委員会を終了いたします。